

# 播磨町教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

### (2) 播磨町の現状

播磨町では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、兵庫県教育委員会が策定する「教職員の勤務時間適正化プラン」や「教職員の勤務時間適正化先進事例集」を参考に、各学校の実態に応じた取組を進めてきた。

播磨町においても、播磨町教育振興基本計画の中で課題として設定し、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

令和6年度、兵庫県は、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働して、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出した。播磨町においても、同取組の実施により、学校における働き方改革を推進している。

こうした取組の結果、播磨町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

1か月時間外在校等時間	教職員数 ※1	割合 ※2
80時間超	40人	19.7%
45時間超	138人	68.0%

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数

※2 教育職員203人に占める割合

一人当たりの時間外在校等時間については、月平均で概ね45時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も相当数存在している状況である。

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間)	年間720時間超 (月平均60時間)
446時間00分 (月平均：37時間)	127人 (62%)	25人 (12.3%)

## 2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和 11 年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

### 3 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康保持増進を図る。

ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで、質の高い教育を実現する。

- ・ 年次休暇平均取得日数年間 10 日以上  
【R 7 実績：平均 12.9 日】
- ・ ストレスチェック（加古川総合保健センター実施）実施率 100%。  
【R 7 実績：100%】

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置

#### (1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

##### ①教職員の意識改革

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

##### イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施 ※令和11年3月まで

##### ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・ 全校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催

## ②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し【別表】

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

## ③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化を推進

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員向けの情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

## ④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、不登校支援員、スクールソーシャルワーカー、メンタルフレンド、シルバー人材センター、介助員、看護師等の外部人材の積極的な活用

## ⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・地域学校教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

## ⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（再掲）

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

## ～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

### ① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・通学路への交通指導員の配置の継続と、登下校の安全に対して地域から理解協力を得られるよう学校運営協議会等の活用促進
- イ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
  - ・地域コーディネーターを配置し、学校の要望に応じて地域へ協力を要請し、関係者間の連絡調整を実施
- ウ 保護者等からの不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
- エ 学校給食費の徴収・管理（公会計化等）
  - ・安定的な学校給食費の公会計化運営を継続

### ② 教師以外が積極的に参加すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
  - ・学校等を対象に実施する調査内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
  - ・デジタル技術を活用した調査方法の推進
- イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・児童生徒の一人一台タブレット端末の修繕・保守等の民間業者によるサポート体制整備
  - ・校内ではICT支援員がサポートし、教育委員会事務局内にも専門員を配置し、サポート体制を強化
- ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
  - ・水泳指導を民間委託することで、プールの管理業務の負担を軽減
  - ※R8より播磨西小学校にてモデル実施
- エ 部活動
  - ・中学校部活動の地域展開の推進
  - ・生徒のニーズや地域性をいかした地域クラブの立ち上げ

### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア 授業準備
  - ・教材等の印刷業務等、授業準備における補助的業務を行うスクールサポートスタッフを継続配置
  - ・授業におけるデジタル技術の活用促進のため、ICT支援員を継続配置
- イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・両中学校区へのスクールソーシャルワーカーの継続配置
  - ・町スクールカウンセラーの継続配置
  - ・町子ども多文化共生サポーターの継続配置
  - ・医療的ケア看護職員の継続配置
  - ・介助員の継続配置

- ・町教育支援センター（ふれあいルーム・コミセンサテライト）専門指導員の継続配置
- ・全ての小中学校へ不登校対策支援員の継続配置

### ～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進。
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、改善措置を実施計画に適合させる。
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用促進に向けた研究を進める。

## （２）健康の保持増進

### ～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における安全衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2～6 月平均月 80 時間超の職員への産業医面談指導を必要に応じて実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各校における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

#### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

## （３）取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる教育委員会、学校等の関係機関が相互に連携し、学校現場の現状の共有や有効な支援などを検討する「推進会議」の設置・運営。
- ・播磨町学校統括安全衛生委員会において、本計画目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施する。

## 5 今後のフォローアップ

- ・推進会議及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告。
- ・共同メッセージ等を活用し、学校や播磨町ホームページへの掲載や、学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施。

- 様々な機会をとらえた各学校へ本計画の周知。
- 管理職向けのマネジメント等に関する研修受講の周知。